

高年齢者雇用の規定設計の ポイントとトラブル対策講座

～65歳以上の処遇、定年延長への切替え、契約解消、同一労働同一賃金～

NOMA ONLINE BUSINESS SEMINAR

配信期間

※合計受講時間
約3間00分

申込期間

2026年 **2 / 2** (月) ～ **2 / 28** (土) 2026年 **2 / 25** (水) まで

いつでもどこでも繰り返し受講可能！効率よく学べる！

2021年の「高年齢者雇用安定法」改正により、企業には70歳までの就業機会を確保する努力義務が課されました。少子高齢化の進展で人材確保が重要となる中、高年齢者が引き続き活躍できる環境整備が求められています。

しかし、実務面では人事制度や規程整備が不十分な企業も多く、定年後再雇用制度、定年延長、高年齢者の中途採用、非正規社員対応など、さまざまな場面でトラブルが発生しています。

本セミナーでは、2024年労働法改正の内容も踏まえ、高年齢者雇用に関する制度設計や労使紛争・行政対応を多数手がける労働弁護士が、最新の書式や規程例を提示しながら、実務的なポイントとトラブル防止策を具体的に解説します。

- ✓ 資料はデータ提供
- ✓ 繰り返し視聴可能
- ✓ 倍速機能付き
- ✓ 講師に質問可能

対象者

・人事部門、総務部門、法務部門の方

受講の流れ



お申込み

- ① 本会HPよりご希望の講座を検索
- ② またはQRを読み取ってお申込み



URLが届く

配信開始日の5営業日前に
視聴用URLが記載されたメールが届きます



ご受講

配信期間内にメール記載のURLから
ログインし、受講します
※ご質問は、配信期間中にサイト内で
受け付けます

受講画面イメージ



- ・スマートフォンでも受講可能です
- ・拡大したい画面を選択して視聴できます
(講師／資料／板書／全体のカメラ等)

- ・株式会社ファシオが運営するDeliveruサイトにて配信いたします。
- ・参加券と請求書はご連絡担当者様宛に郵送します。
- ・領収書は「振込金受領書」をもってかえさせていただきます。
- ・URL送付後のキャンセル料は100%を申し受けます。(視聴URL等を記載した案内メールは、配信開始日の3営業日前から送信開始いたします。)

- ・視聴案内メールは、no-reply@deliveru.jp から送信いたします。
- ・カメラ・マイクは不要です。
- ・テキストは視聴ページからダウンロード可能です。
- ・セミナーの録音・録画や資料の複製、お申込みいただいていない方の閲覧等は固くお断りいたします。

プログラム 「高年齢者雇用の規定設計のポイントとトラブル対策」

1. 昨今の高齢者雇用を取り巻く状況

- (1) 高年齢者雇用安定法のポイント
- (2) 定年延長制度と再雇用制度のメリット・デメリット
- (3) 創業支援措置の実務

2. 制度設計のポイント

- (1) 定年や更新上限の設け方
- (2) 制度変更の手順と対処法
- (3) 「役職定年」をどのように整理するか
- (4) 継続雇用制度（定年後再雇用制度）
 - ① 定年後再雇用の更新時のポイント
 - ② 定年前後で職務を変更することの是非
 - ③ 65歳（70歳）以上の選別基準の設定
 - ④ 定年時の再雇用拒否に関する実務
 - ⑤ 再雇用「後」の更新拒否に関する実務対応
- (5) 定年延長
 - ① 再雇用制度から定年延長への切替える方法
 - ② 定年延長＋再雇用制度の設計
 - ③ 定年延長に伴う処遇の設計
 - ④ 退職金制度は改定すべきか
- (6) 高年齢者の中途採用
- (7) 定年制の廃止に関する留意点
- (8) 高年齢者のための時短勤務・短日数勤務制度
- (9) 行政指導を受けやすいポイント
- (10) 組織再編M&Aの高年齢者雇用制度の取扱い

3. 賃金その他の待遇設定

- (1) 同一労働同一賃金対策
- (2) 同一労働同一賃金を有利に導くその他の事情の考え方
- (3) 正社員限定としてOKな待遇とNGな待遇
- (4) 定年時の待遇の引き下げ
- (5) 再雇用後の待遇の引き下げ
- (6) 高年齢者の間で異なる待遇を設計すること
- (7) 定年延長で一定年齢以降の待遇を低くすること

4. トラブルが生じた場合の対処法

- (1) 職場環境トラブルー改善指導・契約解消のアプローチ
- (2) 行政トラブルー労働行政との交渉の仕方
- (3) 賃金トラブルー高年齢者全体への波及をどう考えるか
- (4) 労使トラブルー労働組合との交渉等

※最新の動向・情報を盛り込むため、内容を一部変更させていただく場合がございます。

講師プロフィール

渥美坂井法律事務所・外国法共同事業 弁護士

ささき はるひこ
佐々木 晴彦 氏

【講師略歴】

上智大学法学部国際関係法学科卒業。2014年12月弁護士登録 現在、第一東京弁護士会、経営法曹会議・第一東京弁護士会労働法制委員会所属。渥美坂井法律事務所・外国法共同事業所属

【取扱分野】

労働法（使用者側）。労働紛争、労働行政、労務DD/M&A、IPO）、労働組合、労働災害、人事制度・就業規則改定等に対応。国内でほぼ例のない高年齢者に関するパート有期労働法9条の行政対応のほか、定年後再雇用に関する同一労働同一賃金訴訟、過労死・過労自殺への対応、ストライキ等の特殊な労働問題を企業側の主任弁護士として手掛ける。

【主な著書・文献等】

「Exiting Executives, Japan Chapter,」（Shoosmiths LLP・共著）、「総論新テレワークガイドラインの全体像」（ビジネス法務）、「改正労働基準法の基本と実務」（中央経済社・共著）、「割増賃金の基本と実務〈第2版〉」（中央経済社・共著）「日本版『同一労働同一賃金』の法理と実務」（SMBC コンサル・共著）、「新型コロナウイルス感染拡大に伴う 臨時的労務対応」（ビジネス法務）、「同一労働同一賃金・派遣労働者の待遇差是正」（ビジネス法務）、「『メトロコマース 事件の最高裁判決を分析する』『大阪医科薬科大事件の最高裁判決を分析する』『日本郵便事件最高裁判決を分析する』」（人事労務実務のQ A・共著）、「過重労働防止の基本と実務」（中央経済社・共著）、「私はいこう見る！同一労働同一賃金ガイドライン案」（ビジネスガイド・共著）等がある。

